

議員提出議案第36号

たかおか知子議員に対する問責決議

上記の議案を別紙のとおり会議規則第13条第2項の規定により提出します。

令和5年3月22日

芦屋市議会議長 松木義昭様

| | | |
|-----|-------------------|------|
| 提出者 | 自由民主党 芦屋市議会議員団 | 福井利道 |
| | 公明党 | 徳田直彦 |

(理由)

たかおか知子議員に対し、議員としての責務を認識し、議員としての高い倫理観を求めるとともに、猛省すべきことを勧告するもの。

たかおか知子議員に対する問責決議

議員は選挙で選ばれた市民の代表であり、市民福祉の向上と市政の発展に寄与することが求められている。議員には、その職権や影響力から、高い倫理の保持が求められ、職務執行の公正さに対する市民の疑惑や不信を招くような行為を防止し、公務に対する市民の信頼を確保するため、「芦屋市議会議員及び市長等の倫理に関する条例」を制定している。

しかしながら、たかおか知子議員が、自ら記者会見を開き公表した一連のハラスメントと主張する事案については、公正な弁護士による第三者調査の結果、「申立人、つまり、たかおか議員に対するハラスメントは存在しないことを確認した旨」が報告されており、さらに、たかおか議員自身に不利な部分の録音データが意図的に削除編集されていたと指摘されていたことが新聞でも報道された。

この事案においては、被申立人が議会を代表する議長、副議長及び事務局長であり、議会の品位と名誉を不当におとしめる意図を明確に含んでおり、この行為は、芦屋市議会議員及び市長等の倫理に関する条例第3条第1項第1号に規定されている「市政への不信を招くことのないよう品位と名誉を損なう行為を慎み、その職務に関し不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。」に抵触するものである。

よって、ここに、たかおか知子議員に対し、議員としての責務を認識し、議員としての高い倫理観を求めるとともに、猛省すべきことを勧告する。

芦屋市議会